

2010年9月3日

社会保障審議会医療保険部会
「平成23年度以降の出産育児一時金制度について」 論点整理案

社会保障審議会医療保険部会

専門委員 海野信也

(社団法人日本産科婦人科学会医療改革委員会)

平成22年9月8日開催予定の第39回社会保障審議会医療保険部会における討論を円滑化し、早期に結論を得ることを目的として、平成21年7月14日開催の第38回社会保障審議会医療保険部会における、「平成23年度以降の出産育児一時金制度について」に関する討論の論点整理を行いました。

● 「平成23年度以降の出産育児一時金制度について」の具体的意見

- 「日本産婦人科医会・日本産科婦人科学会」・井上弁護士：
 - ◇ 制度変更が必要
 - 事前直接申請→直後支払い（振込指定による直後および代理受取）
 - ◇ 出産育児一時金の引き上げ
- 「日本助産師会」：早期入金・事務手続き簡素化
- 「健康保険組合連合会」：
 - ◇ 加盟組合へのアンケート調査結果
 - 直接支払制度継続の継続 45%
 - 受取代理制度 19%
 - 従来の被保険者による事後申請制度 28%
 - その他 9%
 - ◇ 頻回の制度変更の負担→再び混乱を起こすことのないように、直接支払制度を継続すべき
 - ◇ 86%ぐらいの直接支払制度の利用率等からはほぼ定着している制度であり、確かに対応が難しい医療機関の救済を図りながら制度を続けていくのが正論
- 「日本病院協会」：
 - ◇ 急激な制度変更反対
 - ◇ 対応困難施設には現行の猶予策の継続。
- 「全国市長会」：やはり技術的に工夫ができるところは工夫をしながら、産科医をできるだけ確保していくことは非常に重要。
- 「国民健康保険中央会」：

- ◇ 急激な制度変更に反対
 - ◇ できるだけ今の一時金の直接支払を継続するということがいい
 - 「諫早医師会」：
 - ◇ 現状では従来の方法による現金払いが原則で、用意できなかった方に限り医療機関が分娩手当を代理請求にするようにする。
 - ◇ そのままの延長は望まない。
 - 「日本経済団体連合会」：
 - ◇ 制度の継続性を保つ
 - ◇ 困窮している病院・診療所に対しては、これから少しずつ制度変更を加える。
 - ◇ 今の金額を継続する場合は、各保険者への財政支援が不可欠
 - 「全国健康保険協会」：
 - ◇ 基本的には直接支払制度は継続していくことが現実的な対応
 - 「日本医師会」：
 - ◇ 学会と医会の御意見を尊重すべき
 - 「日本労働組合総連合会」：
 - ◇ 連合は、現物給付、保険診療にすべきと主張してきた。
 - ◇ 直接支払制度については継続をしていくべき
 - ◇ 改善すべきは改善するということで対応
 - 「知ろう！小児医療 守ろう！子ども達の会」：
 - ◇ この制度を進めることで産科の施設や助産所が閉鎖に追い込まれるということがやはり一番、私たちにとって困ること
 - ◇ 長い目で見て、だれも困らないものをきちんと十分に話し合ってつくっていかなくてはいけない
 - ◇ ことを進めるに当たって、産科施設も助産所も一つも閉鎖には追い込まない
- 平成 23 年度以降の新制度については大きく分けて 4 つの案が示されている。
 - 現行制度の継続：頻回の制度変更は望ましくない。
 - ◇ 「国民健康保険中央会」
 - ◇ 「全国健康保険協会」
 - 現行制度を基本的には継続し、どうしても対応できない部分は修正を加える。
 - ◇ 「健康保険組合連合会」：対応が難しい医療機関の救済を図る。
 - ◇ 「日本病院協会」：対応困難施設には現行の猶予策の継続
 - ◇ 「経団連」：困窮している病院・診療所に対して、少しずつ制度変更
 - ◇ 「連合」：改善すべきは改善する
 - 従来の被保険者の請求による償還払い
 - ◇ 諫早市医師会：そのままの延長は反対

- ◇ 「健康保険組合連合会」のアンケート回答のうちの 28%
- 事前直接申請→振込指定による直後振込
 - ◇ 日本産婦人科医会
 - ◇ 日本産科婦人科学会
 - ◇ 日本医師会

● 論点整理

- **保険者側の意見のまとめ**：現行制度は被保険者の便宜を図る趣旨で導入され、相当程度定着している。問題は、制度変更が頻繁になされていること。これ以上の制度変更と混乱は望まないため、この制度を継続することを望んでいる。
- **医療側の意見のまとめ**：産婦人科医および日本医師会の意見は、基本的に一致している。現行制度は、分娩施設の負担が過剰（導入時の運転資金の問題が未解決。事務負担が過剰）であり、継続は望まない。出産育児一時金に関することは保険者と被保険者の間で完結する制度であることが望ましい。事前直接申請→振込指定制度なら、被保険者の一時負担と分娩施設の負担を同時に回避可能。
- **被保険者の立場からの意見**：「工夫をして産科医の確保につとめる必要がある」（岡崎委員の高知市長としての発言）という意見と「この制度改革で産科施設も助産所も一カ所も閉鎖には追い込まれるべきでない」（阿真委員）という意見が述べられている。
- **全体のまとめ**：現行制度を継続する場合、なんらかの修正が必要であることについては保険者側委員の間でもほぼコンセンサスが得られている。しかしそのように修正を繰り返すことこそ、保険者が負担に感じている頻繁な制度変更そのものである。従って、本制度の継続は、制度変更と混乱の持続につながることになる。「長い目で見て、だれも困らないものをきちんと十分に話し合っつけていかななくてはならない」という阿真委員の発言に基づいて、関係者が受入可能な安定的な制度への移行が必要と考えられる。

● 次回以降の会議で検討されるべき課題：

- **被保険者の立場の重視**：出産育児一時金は被保険者を支援するためのものであり、その支給方法については、第一義的に被保険者の意見が重要視されるべきである。第 38 回の会議では被保険者の意見が非常に少なかった。第 39 回以降の会議では被保険者にとって望ましい本制度のあり方という観点が必要視され、制度設計が行われる必要がある。
- **平成 23 年度以降の出産育児一時金制度を検討する際の基本理念の確認(以下 案)**
 - ◇ 妊産婦の分娩費用に係る経済的負担の軽減に資すること

- ◇ 地域分娩環境の確保により影響を与えること
 - ◇ 分娩に係る安全と安心の確保により影響を与えること
 - ◇ 安心して生み育てることのできる地域社会を構築し、子育て世代を支える制度とすること
 - ◇ 我が国の政策全体との整合性をはかり、結果として、国の少子化対策に資すること
- 平成 23 年度以降の新制度として提案された 4 つの案のメリットと問題点の検討
- ◇ 現行制度を継続する場合の問題点と、必要な具体的修正内容の検討：
 - 現行制度には法的な問題はないか？
 - これ以上の支払いの迅速化は可能か？
 - 事後申請の場合の限界は？
 - 事前申請とすることはできないか？
 - 制度導入猶予策の継続は可能か？
 - 困窮施設へのさらなる支援は可能か？
 - 事務負担の軽減は可能か？
 - 事前申請による代理受取制度の復活は可能か？
 - ◇ 日産婦学会・医会等が提案している新制度の実施可能性と問題点の検討
 - 事前申請・振込指定における事務負担の増加は被保険者・保険者にとって対応可能か？
 - 対応する場合の保険者の経済的負担はどの程度か？